

ごみ処理手数料の改定について

平素は、本市廃棄物処理事業の円滑な運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

今日、廃棄物の減量、リサイクルの取組みの推進は、地球環境の保全にかかわる重要な課題となっており、排出者の皆様にこれらの取組みをより一層推進していただくためには、適正なごみ処理料金を負担していただくことが重要であると考えられます。このことから、大阪市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が本市のごみ焼却工場等に搬入する際の手数料（許可業者搬入手数料）を段階的に引き上げることとし、平成14年10月1日から許可業者搬入手数料を改定させていただくことといたしました。

したがって、ごみ処理を許可業者に委託されている排出者の皆様におかれましては、今回の許可業者搬入手数料の改定に伴う適正な処理料金の負担をお願いいたしますとともに、今回の改定の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《ごみ排出量の認定方法について》

大阪市のごみ排出量の認定方法は、条例（大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 第30条第2項）に基づく「ごみ等有料処理事務取扱要領」で次のとおり定めています。

◎ごみ等有料処理事務取扱要領（抜粋）

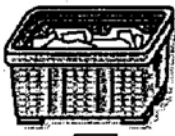
第2条（認定方法）

種 別	取 扱 区 分	認 定 方 法
一 般 廃棄物	①1月以上 継続する 処理	平均比重1/3として算出する。 具体的には、 ポリ容器(45リットル入)15kg 中継かご(90リットル入)30kg を基準として処理量を認定する。 ただし、燃えがら、がれき等の重量 物については、平均比重4/3とし て算出する。
	②臨時の 処理	

■お問い合わせ先

あなたの地域	担当及び電話番号
北区・都島区	北部環境事業センター 6351-4000
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター 6323-3511
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター 6913-3960
福島区・此花区 西淀川区	西北環境事業センター 6477-1621
中央区・天王寺区 浪速区・東住吉区	中部環境事業センター 6714-6411
西区・港区・大正区	西部環境事業センター 6552-0901
東成区・生野区	東部環境事業センター 6751-5311
住之江区・住吉区	西南環境事業センター 6685-1271
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター 6661-5450
平野区	東南環境事業センター 6700-1750

■ごみ排出量の認定と処理料金の例示

ポリ容器(45ℓ)を 毎日1個出されると	ポリ袋(70ℓ)を 毎日1個出されると	中継かご(90ℓ)を 毎日1個出されると
		
$\frac{1}{3} \times 25日 \times 240円/10kg$		
9,000円	14,000円	18,000円

※本市条例の処理手数料は、240円/10kgです。

※許可業者が引き出し作業などの付加サービスを伴う収集作業を行う場合は、別途料金が加算されることがあります。

大阪市環境事業局規制指導課

☎6630-3263